

## 経営力向上計画を策定して設備投資をしませんか？

～税制優遇措置や金融支援等が活用できます～

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画（「経営力向上計画」）を策定し、主務大臣の認定を受けると、税制優遇措置（即時償却又は税額控除）や金融支援等を受けることができます。

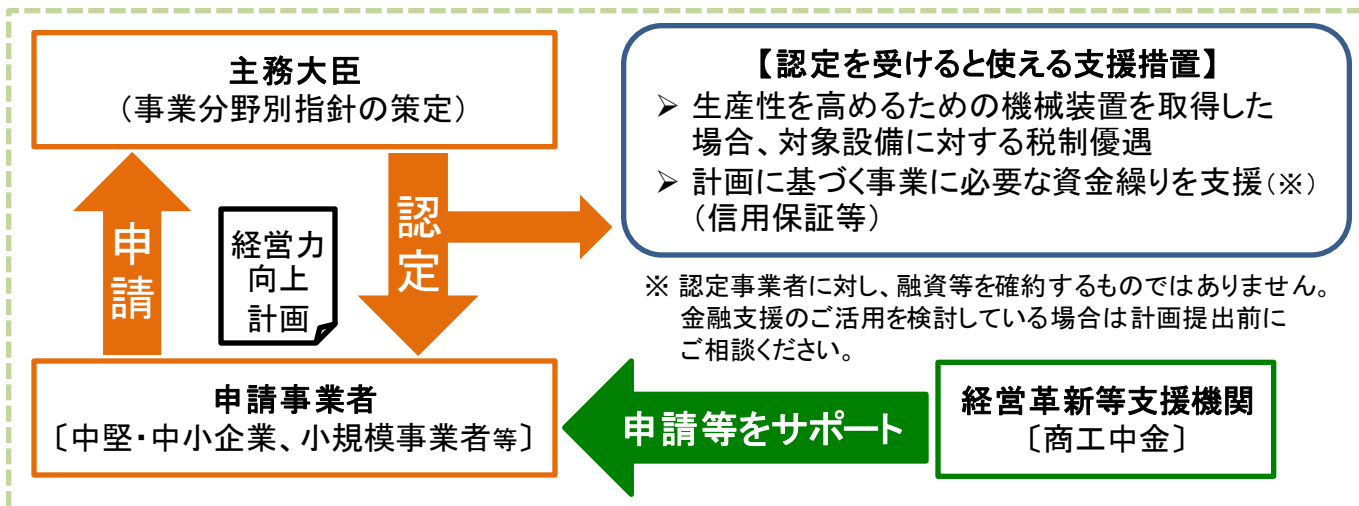
### ■ 基本スキーム

- ① 国が策定した**基本指針・事業分野別指針に沿って**、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力（生産性）を向上させる事業計画（**「経営力向上計画」を策定**（※）し、国の認定を得る。

申請書は  
2枚！

※ **商工中金**は認定支援機関として、**経営力向上計画の策定・申請をサポート**いたします。

- ② 認定事業者は、**税制や金融支援等の措置を受けることができます。**



取組み例	サービス業の場合	売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。
	製造業の場合	自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。

### ■ 機械装置を取得した場合の税制優遇について

#### 中小企業経営強化税制【国税】

即時償却 又は 取得価額の10%の税額控除（※）  
（※資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）

補助金との併用も可能です！



経営強化法

検索

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>